

伊勢原市週休２日制確保モデル工事実施要領（土木工事）

1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、伊勢原市が発注する土木工事の工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 発注方式

モデル工事の発注方式は、発注者指定型（発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。）とする。

3 対象工事

原則として全ての土木工事をモデル工事の対象とする。

ただし、特に緊急を要する災害復旧工事、工期が短い工事、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事など工期設定等に制約がかかる工事等については、この限りでない。

4 用語の定義

(1) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休２日

通期の週休２日を達成し、かつ、対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では４週８休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休２日

月単位の週休２日を達成し、かつ、対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所日を設け

ることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

なお、1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5 週休2日の達成判断

(1) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が、4週8休以上の水準の状態をいう。

(2) 月単位の週休 2 日

通期の週休 2 日を達成し、かつ、対象期間内の全ての月で現場閉所率が、4 週 8 休以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では 4 週 8 休以上の水準に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休 2 日

月単位の週休 2 日を達成し、かつ、対象期間内の全ての週（月曜日から日曜日までの 7 日間を基本とする）において、土曜日及び日曜日に現場閉所されている状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

6 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次の①から⑤に取り組むこととする。

- ① 受注者及び発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
- ② 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。
- ③ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」を、翌月の 5 日までに監督員に提出する。
- ④ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の 20 日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」を作成し、監督員へ提出する。
- ⑤ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさは A3 サイズ以上とする。

(記載内容の例)

週休 2 日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組む工事です。

発注者：伊勢原市

受注者：〇〇建設(株)

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）により月単位の週休 2 日の経費補正を行う。

完全週休 2 日の現場閉所を達成した場合は、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休 2 日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休 2 日を達成した場合には、「補足事項」により工事成績評定に反映する。

なお、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」により減点する。

7 その他

「現場閉所実績報告書」、「現場閉所履行報告書」及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月23日以降に公告するモデル工事に適用する。ただし、土木工事標準積算基準書（令和5年7月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年7月22日以降に公告するモデル工事に適用する。ただし、土木工事標準積算基準書（令和6年7月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）

1 経費補正の実施

経費補正の実施（要領6(2)関係）

当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行う。

完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労 務 費	機 械 経 費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日 (全週現場閉所率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	—	1.02	1.03
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—	1.01	1.02

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映（要領6(3)関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	1点

現場閉所実績	減点
明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点